

終章

まともと展望

太田仁志

本書では、「アジア諸国・地域の『新しい労働運動』」として、アジアの6カ国・地域を取り上げ、各国・地域の「新しい労働運動」を論じた。序章では労働運動の再活性化／再生に触れ、またアジアの労働運動の特性と文脈、グローバル下の動態をみた。序章第5節では、前書太田編（2021）で観察された特性として、その冒頭で指摘した5点、1970～1980年代の労働運動の活性化、コーポラティズムとの関連、労働運動と労働者の就労上の地位（正規／非正規職）に関する動態、労働運動の階級闘争の範疇に収まらない身分制的な要素とのかかわり、そして、労働運動／労働組合運動の分裂、を論点として触れた。本章第2節でのこれらの考察の前に、第1節で改めて本書の第1～6章の議論をまとめる。

1 本書の議論

韓国を論じた第1章では、韓国の「新しい労働運動」は、2000年代以降の質的転換を模索している運動を指す。1970～1980年代に低賃金や過酷な労働環境の改善を掲げて、とくに基幹産業では戦闘的な経済闘争が起こったが、民主化前は体制転換という政治課題が社会運動体の最優先事項であった。しかし2000年代以降のいっそうのグローバル化の進展や労働市場の柔軟化が進展すると、企業別労働組合の経済闘争では問題に対応できなくなる。2000年代以降、韓国では疎外されている層を包摂して社会経済問題を解決するためには、従来とは質的に異なる「包摂・権利擁護型」の運動を模索することが必要になった。

台湾を論じた第2章では、台湾の「新しい労働運動」を2つの波として捉える。第1波は1984年に始まった、主として権威主義体制の動揺が産み出した政治的な機会を利用するもので、労働運動は広範な基礎をもつ民主化運動の一部をなすものであった。第2波は2010年を起源とする、おもに新しく登場した若者や学生の運動に啓発されて生まれたものである。総じていえば、台湾の労働者が持続的に有利な政策的対応を手に入れられた要因は労働運動ではなく、民主主義体制の開放性にあった。台湾は民主化がなければ、持続的に成長する労働運動もなかったと筆者は指摘する。

フィリピンを論じた第3章は、KMUによる「新しい労働運動」の広まりを検討している。フィリピンの労働運動は分裂し、複数のナショナルセンターが存在する。このうち、1980年代から闘争的な運動を展開したKMUがアジアにおける「新興国型の新しい労働運動」の代表例で、同時に、すべての労働者の労働環境改善や権利保障を要求する「包摂・権利擁護型労働運動」でもあった。KMUはその運動方針や運動方法に修正を加えながらも闘争的な姿勢は崩さず、社会運動ユニオニズムを展開し続けている。1986年の再民主化、そして経済自由化後、社会運動ユニオニズムはFFW、TUCPそしてSENTROといった労働団体に伝播した。1980年代のKMUによる「新しい労働運動」がいまやフィリピンの労働運動に浸透し、展開している最中にある。

タイを論じた第4章では、社会運動ユニオニズムだけでなくインディーズ系の「新しい労働運動」を議論の視野に入れる。タイでは1973～1976年の民主化時に、体制変革を求める政治的要求を含みつつ労働運動も活発化し、「新興国型の新しい労働運動」の様相を呈する動きがみられた。その後は、軍事政権の労働行政の一角に労働団体が加わる「国家コーポラティズム」の枠組みが主体となる一方、1990年代に入ると社会運動ユニオニズムや、昨今はインディーズ系と呼ばれる労働運動が生まれている。前者は労働団体のネットワーク組織や女性団体が、母性保護や労働安全衛生に関する法制化や権利擁護を要求した運動である。後者は2020年以降の若いZ世代による反政府運動に呼応したもので、政治的要求も掲げる街頭行動である。

バングラデシュを論じた第5章は、労働運動史を振り返り、労働運動の性格を検討している。バングラデシュの労働運動は「新興国型の新しい労働運動」では

なかった。しかし今日、「包摂・権利擁護型労働運動」は展開されている。縫製産業が大きく成長する以前の労働組合は、個人のリーダーシップや政党との関係を柱に分裂、新設を繰り返してきた。しかし2013年のラナ・プラザ事件後、労働組合や労働NGOは、個人、(内外の)政府、政党、国際機関、NGO、メディア、研究者、国外の企業(国際ブランド、小売業者)等さまざまなアクターと関係をもつことで、形成されている。これが新旧の労働運動の違いであり、多様な性格の組合の存在は、活力の醸成ではなく、力の分断につながっているようである。

スリランカを論じた第6章では、4つの観点から「新しい労働運動」に迫り、以下を明らかにした。第1に、スリランカでは「新興国型の新しい労働運動」は展開されていない。第2に、スリランカの社会運動ユニオニズムの代表格であるFTZ&GSEUは、従来型の労働組合とは異なるアプローチで女性労働者に接し、組織化や教育にも力を入れ、国際連帯も展開している。第3に、反政府社会運動「アラガラヤ」に対し、独立系労働組合は連帯のしるしとして一定のサポートをしつつ、距離をおいた。そして第4に、労働組合の分裂について、分裂して結成された女性労働者を組織するCWWは、「包摂・権利擁護型労働運動」を実践する組織で、労働組合の分裂自体は必ずしも悪いわけではないことを示唆している。

2

アジア諸国、新興諸国の「新しい労働運動」の動態

表終-1は本章冒頭の論点にいくつかの補足を加え、(1) 1970～1980年の労働運動の活性化、「新興国型の新しい労働運動」か、(2) 各章で論じた21世紀／2010年以降の労働運動のおもな主体、(3) (2)の労働運動の論点は「包摂・権利擁護型労働運動」か、(4) 国家との関連、コーポラティズムか、(5) 労働者の就労上の立場の違い(正規／非正規)が労働組合組織化要因となっているか、(6) 「新しい労働運動」に階級闘争の範疇に収まらない、身分制的な要素等のかかわりがあるか、(7) 組織や運動の分裂は労働運動の特性か、労働運動は分裂したか、(8) 国際連帯について、の8点について、前書太田編(2021)で論じた4カ国を加えた計10カ国・地域についてまとめたものである。各章、各国・地域ともに、論者に「新しい労働運動」の定義を委ね、また、主流派、従来型の労働運動は本

表終-1 本書および前書／太田編(2021)の論点

	地域	国	(1) 1970～1980年の労働運動、「新興国型の新しい労働運動」か	(2) 各章で論じた21世紀／2010年以降の労働運動のおもな主体	(3) (2)の労働運動の論点は「包摂・権利擁護型労働運動」か	
本書	東アジア	韓国	違う	韓国女性労働組合(KWTU),人権NGO,リベラルなキリスト教団体	「包摂・権利擁護型」(※外国人/移住労働者に関して)	
		台湾	「新興国型」	若い世代の労働者,専門職による労働組合(※事例として,保育サービス,医療従事者,高等教育機関労働者)	(論じられていない)	
	東南アジア	フィリピン	「新興国型」	五月一日運動(KMU),自由労働者連盟(FFW),フィリピン労働組合会議(TUCP),急進的労働者統一センター(SENTRO)	「包摂・権利擁護型」	
		タイ	「新興国型」	タイ労働者連帯委員会(TLSC),制度外労働者ネットワーク,女性の友財団,市民の権利のための労働者ネットワーク(LNPR) ほか	「包摂・権利擁護型」	
	南アジア	バングラデシュ	違う	UBINIG(女性のための代替的開発政策),カルモジビー・ナリ(働く女性)など,また「アコード」に参加した労働組合	「包摂・権利擁護型」	
		スリランカ	違う	自由貿易区および一般サービス従業員組合(FTZ&GSEU),働く女性センター(CWW)	「包摂・権利擁護型」	
	前書(太田編 2021)	東アジア	中国	「新興国型」	中国労働通信(CLB),香港系労働NGO,中国の労働者自身によるNGO(出稼ぎ族文書処理サービス部,春風労働争議サービス社ほか),労働弁護士	「包摂・権利擁護型」
		南アジア	インド	違う(※独立系労働組合の顕在化)	「新しい労働組合イニシアティブ」(NTUI),自営女性協会(SEWA),有価廃棄物収集労働者労働組合(KKPKP), Cividep INDIA ほか	「包摂・権利擁護型」
アフリカ		南アフリカ	「新興国型」	南アフリカ労働組合会議(COSATU),山猫争議実施労働者および組織,臨時労働者アドバンス・オフィス(CWAO)	(論じられていない)	
ラテン・アメリカ		ブラジル	「新興国型」	ブラジル中央統一組合(CUT)	(論じられていない。 ※ただし, 1990年代のCUTの取り組みは「包摂・権利擁護型」といえる)	

(注1) 表内「(8)国際連帯について」に関して,国際労働機関(ILO)への参加や,国際労働組合総連合(ITUC)および国際産業別労働組合組織(GUF)への加盟は,積極的な国際連帯の展開とは位置づけず,ここではこれらとの関係は勘案していない。

(注2) 表内(8)の「SIGTUR」は「グローバル化と労働組合権の南半球のイニシアティブ」(Southern Initiative on Globalisation and Trade Union Rights)である。SIGTUR

(4) 国家との関連、コーポラティズムか	(5) 労働者の就労上の立場の違い(正規/非正規)が労働組合組織化要因となっているか	(6) 「新しい労働運動」に階級闘争の範疇に収まらない、身分制的な要素等のかかわりがあるか	(7) 組織や運動の分裂は労働運動の特性か、労働運動は分裂したか	(8) 国際連帯について ^(注1)
国家コーポラティズムが一時期存在	なっている	ジェンダー、外国人労働者要因あり	分裂している	(論じられていない。※ただし民主労総はSIGTUR ^(注2) に参加している)
国家コーポラティズムが一時期存在	(論じられていない)	(論じられていない)	分裂している	(論じられていない)
三者構成会議が確立している	なっている	(論じられていない)	KMU, FFW, TUCP, SENTROの4組織に限れば分裂していない(※もともと複数のナショナルアセンターが乱立している)	(論じられていない。※ただしKMUはSIGTURに参加している)
国家コーポラティズムが存在	なっている	ジェンダー、移民(外国人)労働者要因あり	分裂している	(論じられていない)
多くのナショナルセンターが政党系下にある	(論じられていない)	ジェンダー要因あり	分裂している	米国ソリダリティ・センター支援の労働組合あり(BIGFU)、「アコード」に労働組合が参加
多くのナショナルセンターが政党系下にある。三者構成会議は存在するが、機能不全	なっている	ジェンダー、カースト要因あり	分裂している	事例として、FTZ&GSEUの国際連帯の重視。SIGTURにも参加
工会の国家への従属/共産党の下部組織	なっている	都市/農村という戸籍制度に基づく分断	分裂している(※官製の工会とは別に自主的に労働組合結成、等)	(※香港の労働NGOの介入、取り組み)
多くのナショナルセンターが政党系下にある。三者構成会議は存在するが、コーポラティズムではない	なっている	カースト、ジェンダーに基づく分断	分裂している	事例として、NTUIの国際連帯の重視
COSATUがコーポラティズムの一翼を担う	なっている (※事例として、臨時労働者アドバイス・オフィス(CWAO) / シムニエ労働者フォーラム)	アパルトヘイトによる分断	分裂している	(論じられていない。※ただしCOSATUはSIGTURに参加している)
CUTがコーポラティズムの一翼を担う	(論じられていない)	(論じられていない)	分裂している	(論じられていない。※ただしCUTはSIGTURに参加している)

は(先進国から)オーストラリア労働組合評議会(ACTU)も加入することから、必ずしも途上国に限定されない国際連帯のイニシアティブである。SIGTURの加盟組織について、ACTU, KMU, 民主労総はSIGTURホームページ(<https://www.sigtur.com/> 2023年6月8日閲覧)より、FTZ&GSEUはBiyawila(2011), CUTはDobrusin(2014)より確認。(出所)筆者作成。

書および前書の主眼ではないため、各国の労働運動が網羅的に議論されているわけではない。それでも以下の諸点を指摘できる。

第1に、本書で検討した6カ国・地域のうち、「新興国型の新しい労働運動」がみられたのは台湾、フィリピン、タイの3カ国・地域においてであった。南アジアでは前書のインドを含めて、3カ国（バングラデシュ、スリランカ、インド）ともに「新興国型」ではない。

第2に、労働運動の活性化／再活性化／再生とも関連する「包摂・権利擁護型労働運動」は、本書および前書においてそれが論じられていない国・地域を除くすべての国で、2010年以降に確認されている。前書のインドでは1970年代にはすでにみられたが、本書のフィリピンとタイ、そして前書のブラジルでは1990年代には「包摂・権利擁護型労働運動」が展開されている。

第3に、国家との関係について、国家コーポラティズムの一翼に組み入れられる国・地域、そして時代によってはその状況にあった国・地域がある一方で、政労使三者の協議を定める国際労働機関（ILO）144号条約（三者の間の協議（国際労働基準）条約）を、国家コーポラティズムに組み込まれているタイとILO未加盟の台湾以外、各国が批准している¹⁾。ILO144号条約を批准する国々ではコーポラティズム体制か否かにかかわらず、労働政策の策定にあたり労働組合が参画する。

第4に、論じられていない国・地域を除き、正規／非正規職という就労上の立場の違いが、労働組合の結成要因となっている。

第5に、「新しい労働運動」に階級闘争の範疇に収まらない、身分制的な要素等のかかわりがあるかについて、論点を少し変え広く捉えて、アイデンティティとのかかわりが「新しい労働運動」にあるかについてみると、とりわけジェンダー要因すなわち女性の権利擁護の観点からの「新しい労働運動」がみられる。外国人／移民労働者をめぐる運動も韓国、タイでは確認される。一方、アイデンティティと捉えることも可能ではあるが、労働者の単なるアイデンティティの問題

1) ILOのホームページより。

https://normlex.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312289 (2024年6月17日アクセス)

タイは2025年6月12日から本条約が履行される見込みである（同URL，2024年9月7日再アクセス）。

に収まらない、スリランカでもみられる前書のインドのカースト制度や、南アフリカのアパルトヘイト、中国の戸籍制度という身分制の要素の「新しい労働運動」とのかかわりは、地域／国限定的という意味で、特殊なケースといえそうである。

第6に、労働運動の分裂について、すべての国・地域で分裂が確認できる。そのなかでスリランカのCWWの事例は、分裂自体が必ずしも悪いわけではないことを示唆したケースである。

そして第7に、国際連帯について、本書ではバングラデシュとスリランカ以外はほとんど論じられていない。バングラデシュの「アコード」(「バングラデシュにおける火災予防および建設物の安全にかかわる協定」, 第5章参照)は、国際労働運動、国際連帯のなかでも世界的な注目を集めた取り組みである。規模はそこまで大きくなくとも、スリランカのFTZ&GSEUも国内の労働問題解決に国際連帯を重視している。補足的に表終-1に記した「グローバル化と労働組合権の南半球のイニシアティブ」(Southern Initiative on Globalisation and Trade Union Rights: SIGTUR)は、1970～1980年代の「新興国型の新しい労働運動」の流れをくむ左派、左翼系労働組合の国際連帯である(Webster, Lambert and Bezuidenhout 2008)。本書の6カ国・地域のうち、韓国の全国民主労働組合総連盟(民主労総)、フィリピンのKMU、そしてスリランカのFTZ&GSEUの加盟が確認できる。

むすび

本書では、アジア諸国・地域の「新しい労働運動」を検討した。前書太田編(2021)で提示し本書でも援用した分析視角、「新興国型の新しい労働運動」と「包摂・権利擁護型労働運動」は、前者が途上国の1970～1980年代の労働運動の動向をみる視点、後者が従来型ではない労働運動への注目と、労働運動の活性化／再活性化／再生をみる視点と言い換えることができる。前者は民主主義の第三の波が起こった時期に相当し、民主主義の重要な制度である途上国の労働組合の動態を分析する上で、注目すべき時期である。「新興国型の新しい労働運動」という視点は、権威主義(的)体制下にあるか否かにかかわらず、時期と運動様態の観点から、途上国の労働運動史の検討に有意義である。

後者の労働運動の活性化等について、欧米の労働運動の再生を論じたFrege and Kelly(2003)は、組織化(組合員を増やす)、(労働組合の)組織再構築、他の社会運動等の連携構築、使用者とのパートナーシップ、政治行動、そして国際的なつながり、の6点を労働組合が取るべき戦略として挙げる。様態は違ってもこれらの戦略はアジア太平洋地域でも有効であるというが(Lee, Ng and Lansbury 2020)、それに加えて本書は、労働組合による「包摂・権利擁護型労働運動」を重視する。「包摂・権利擁護型労働運動」は、コミュニティや住民組織、NGO等と連携/協働、ネットワークを構築しながら、労働組合の関心が従来向かわなかった労働者やマイノリティ、排除された労働者の組織化や権利擁護、社会正義の実現に取り組む労働運動である。組織化の主体は労働組合だけでなく、NGOや財団といった労働組合ではない組織、また活動家や弁護士といった個人も主体たり得る。しかし民主主義の制度である労働組合が取り組むことで、労働運動の活性化/再活性化/再生にとどまらず、産業民主制を補強することにもなる。したがって「包摂・権利擁護型労働運動」の展開は、労働組合が主導すべきである。労働運動の活性化/再活性化/再生には、労働組合のイニシアティブが不可欠である。

他方、スリランカの事例が示すように、「包摂・権利擁護型労働運動」の展開は、労働運動の分裂と無関係ではない点に注意が必要である。労働組合や労働運動の分裂は組織や運動の細分化をもたらし、個々の運動体の影響力の低下に、また、全体としての労働運動の停滞につながる可能性があり、望ましくない。しかし一方で、スリランカの事例は、分裂自体は必ずしも悪いことではないことを示唆した。分裂が避けられないのであれば、理想論になってしまうが、労働組合間で規模/組合員数の拡大、労働条件の改善や向上、権利擁護の拡大を競い合う形で、労働運動の活性化がもたらされることが期待される。

労働組合は本来、組合費を収める労働組合員の利害を最優先させる組織である。これはいわば、「内側向き」である。他方、「新興国型」と「包摂・権利擁護型」の「新しい労働運動」に共通する点として、コミュニティ等の外とのつながりの重要性が挙げられた。外とのつながりはすなわち、組織の外に目を向けること、組織の外に広がることである。外に目を向けることによって、情報の収集を通じて視野の拡大や自分たちの活動の相対化を図ることもできる。外に広がることに

は、非組合員のリクルート、組織化や、コミュニティのさまざまな組織との連携、ネットワークの構築、また活動や運動に関する情報発信などがあり、これらを通じて潜在的な労働組合支持者の獲得につながり得る。そして外とのつながりを内側に向けて還元するのである。組合員の利益を追求することはもちろん必須で、同時に、労働組合組織率が一般に高くないアジアを含む新興国、途上国の労働組合が、外に目を向け、外に広がることは、その運動の活性化にいっそう重要である。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

太田仁志編 2021.『新興国の「新しい労働運動」——南アフリカ、ブラジル、インド、中国』日本貿易振興機構アジア経済研究所.

〈英語文献〉

- Biyanwila, S. Janaka 2011. *The Labour Movement in the Global South: Trade Unions in Sri Lanka*. London and New York: Routledge.
- Dobrusin, Bruno 2014. “South–South Labor Internationalism: SIGTUR and the Challenges to the Status Quo.” *Working USA: Journal of Labor and Society* 17(2): 155–167.
- Frege, Carola M. and John Kelly 2003. “Union Revitalization Strategies in Comparative Perspective.” *European Journal of Industrial Relations* 9(1): 7–24.
- Lee, Byoung-Hoon, Sek-Hong Ng and Russell D. Lansbury 2020. *Trade Unions and Labour Movements in the Asia-Pacific Region*. Oxon and New York: Routledge.
- Webster, Edward, Rob Lambert and Andries Bezuidenhout 2008. *Grounding Globalization: Labour in the Age of Insecurity*. Malden: Blackwell.

©Hitoshi Ota 2025

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

